

2026年5月吉日

各会長各位

各会連絡責任者各位

競技かるた部

## 競技規程・競技会規程に関するお知らせ

昨年12月に(一社)全日本かるた協会の大会メーリングリストにてお知らせした「競技規程に関する事項についての改定と補足」は、2026年2月開催の第39回各会対抗団体戦の試験運用を経て4月より運用開始しております。この度、(一社)全日本かるた協会ホームページ(競技関連規程)にて改めてお知らせいたします。なお、競技規程・細則全体の更新は10月頃を予定しております。

### 1. 競技規程に関する事項についての改定と補足

昨年4月に団体戦競技規程細則を制定しましたが、選手、指導者より解釈の補足の要請が多数寄せられました。混乱が生じないように規程の一部について解釈を補足します。

#### ① 【第9章 応援行為 第27条(声かけ)】(4)について

(4)頻繁な声かけと応答をすること(原則出札やお手つきがあったときのみとする)の解釈。

「頻繁な声かけ」とは、自身の札を取ったことをチームへ報告する声かけとその返答も含まれている。

(例)「取ったよ」。「私も取った」と連呼する。「ラスト〇枚」、「あと〇枚」などに対して返答の声かけをおこなう事。

※今年2月開催の各会対抗団体戦において、自身の試合結果報告を済ませた選手が自チームの団体戦終了前に関係者と会話をする場面が散見されました。第27条の【補足】に「試合が終了した選手が途中退席をした後に声かけを行うことは原則認めない。退席時に監督などから指示を受けることを禁止するためであり、結果報告などで退席する必要がある場合も関係者と接触してはならない」とありますので、この点も併せてご留意ください。

#### ② 【第10章 その他の事項 第28条(禁止行為)】(1)について

(1)読みが下の句の余韻に入ってから、声を発したり畳を叩いたりすること。

「下の句の余韻に入ってから」を「読みが始まったら」に改める。

※競技規程 第18条 禁止行為

競技規程細則 第27条(禁止行為) (1)も併せて改定する。

以上